

松江市結核・肺がん施設検診事業実施要領

1. 目的

この要領は、松江市が感染症予防法及び健康増進法に基づき実施する結核検診及び肺がん検診について必要事項を定め、結核のまん延防止を図るとともに、肺がんの早期発見・早期治療を推進することにより、公衆衛生の向上及び市民の健康の保持増進に資することを目的とする。

2. 対象者

松江市内に住所を有する40歳以上（年度末年齢）の人で、職場等で検診を受ける機会がない人とする。

3. 実施主体

実施主体は松江市とし、県、松江市医師会、医療機関等と協力して実施する。

4. 実施機関

実施機関は以下に定める実施方法で検診が実施できる医療機関等（以下「受託機関」という。）とする。

5. 検診の実施

1) 予約受付

受託機関において検診の予約受付を行う。なお、検診当日に必ず当該年度の「がん検診等受診券」（以下「受診券」という。）を持参することを伝える。

検診当日には、受診券により受診資格を確認する。また、検診後に、受診券の該当の場所に受診日及び受託機関名を記入する。

2) 受診者への説明

受託機関は、受診者に対し、「肺がん検診説明用紙」等を使用して受診する検診の有効性と限界、並びに精密検査判定となった場合の受診勧奨及び精密検査内容や方法、精密検査結果を含めた検診結果については、松江市へ報告される等の個人情報の取り扱いについて説明する。

3) 検診項目

問診、胸部エックス線検査とする。

(1) 問診

「松江市結核・肺がん検診記録票」により、職歴、既往歴、自覚症状、喫煙歴、検診歴、妊娠の可能性の有無等について聴取する。

(2) 胸部エックス線検査

胸部エックス線写真は、背腹一方向撮影を原則とする。肺尖、肺野外側縁、横隔膜及び肋骨横隔膜等を十分に含むようなエックス線写真であって、適度な濃度とコントラスト及び良好な鮮鋭度をもち、中心陰影に重なった気管、主気管支の透亮像並びに心陰影及び横隔膜に重なった肺血管が観察できるものであり、次により撮影されたものが望ましい。

ア. 被検者との管球距離を 1.5m 以上とし、定格出力 150kV 以上の撮影装置を用い、120kV（やむを得ない場合は 100～120kV でも可）の管電圧及び希土類システム（希土類増感紙＋オルソタイプフィルム）を用いた撮影をする。

イ. エックス線フィルム及びデジタル画像は、次回検診時の比較読影に備えて、最低 5 年間は受託機関が保管する。

ウ. その他撮影に関することについては、「肺がん検診の手引き」（日本肺癌学会肺がん検診委員会）に従って実施するものとする。

6. 胸部エックス線写真の読影方法

胸部エックス線写真は、2 名以上の医師によって読影し、第一読影医は検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年 1 回以上参加していること、第二読影医は 3 年間以上の肺がん検診読影経験、または 5 年間以上の呼吸器内科医、呼吸器外科医、放射線科医のいずれかとして経験があり、かつ検診機関などで開催される「肺がん検診に関する症例検討会や読影講習会」に年 1 回以上参加していることが望ましい。

またその結果によっては過去に撮影した胸部エックス線写真と比較読影することが望ましい。

7. 検診結果の判定及び指導区分

検診の結果については、問診、胸部エックス線写真の読影の結果を医師が総合的に判断して、精密検査の必要性の有無を決定する。

胸部エックス線検査の判定及び指導区分等については、別表のとおりとする。

- 1) 胸部エックス線検査の結果については「A. 再撮影」、「B. 定期検診（異常なし）」、「C. 定期検診（精密検査不要）」、「D. 要精検（肺がん以外の該当疾患に対する精査）」、「E. 要精検（肺がんに対する精査）」に区分する。

8. 検診結果の通知・報告

1) 受診者への結果通知

- (1) 受託機関は、検診結果判定後、速やかに「松江市結核・肺がん検診記録票」（本人用）をもって速やかに受診者へ通知する。

(2) 胸部エックス線検査「D. 要精検（肺がん以外の該当疾患に対する精査）」、「E. 要精検（肺がんに対する精査）」の者については、「松江市肺がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書」を作成し、松江市返信用封筒等を添え、精密検査実施機関へ速やかに受診するよう指導する。

(3) 胸部エックス線検査「E. 要精検（肺がんに対する精査）」の者には、検診結果がわかる書類を添付する。

2) 市への結果報告

(1) 受託機関は、検診結果判定後、「結核・肺がん施設検診総括表」、「松江市結核・肺がん検診記録票」（松江市用）、その他必要書類を揃えて速やかに松江市へ報告する。

(2) 松江市は、(1)を受理したときは速やかに内容を確認し、修正が必要な場合は当該受託機関に修正を依頼する。その場合、受託機関は遅滞なく修正を行い、松江市に報告する。

9. 検診に係る情報の帰属

受託機関が検診を通じて収集した情報は、全て松江市に帰属する。

10. 検診の事業評価

肺がん検診の実施にあたっては、適切な方法及び精度管理の下に実施することが不可欠であることから、松江市は「肺がん検診のためのチェックリスト（市区町村用）」を用い、当該点検表に記載された事項が確実にされているか確認を行い、検診の実施状況を把握した上で受託機関等関係者と十分協議を行い、実施体制の整備に努めるものとする。また、島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定や実施方法等の改善を行うこととする。

なお、肺がん検診における事業評価の基本的な考え方は、令和5年6月に厚生労働省がん検診のあり方に関する検討会において取りまとめた報告書「がん検診事業のあり方について」（以下「報告書」という。）を参照する。

11. 受託機関の責務

1) 受託機関は、適切な方法及び精度管理の下で肺がん検診が円滑に実施されるよう、「肺がん検診のためのチェックリスト（検診実施機関用）」を用い、胸部エックス線検査の精度管理に努める。また、松江市肺がん検診事業検討会議及び島根県生活習慣病検診管理指導協議会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に従い、実施方法等の改善に努める。

2) 受託機関は、肺がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならない。

3) 受託機関は、松江市及び精密検査実施機関と連絡を取り、要精検者の精密検査結果及び治療結果の把握に努めなければならない。

1 2. 精密検査等結果の取り扱いと未受診者の追跡調査

- 1) 受託機関及び精密検査実施機関は、精密検査受診者の検査結果を松江市に報告する。
- 2) 「松江市肺がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書」により診察した精密検査実施機関は、松江市返信用封筒にて「松江市肺がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書」（松江市用）及び「松江市肺がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書」（検診実施機関用）を松江市に提出する。松江市は提出された「松江市肺がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書」（検診実施機関用）を受託機関へ転送する。
- 3) 松江市は、「松江市肺がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書」（松江市用）及び「松江市肺がん検診精密検査依頼書（紹介状）兼結果報告書」（検診実施機関用）の提出のない要精検者について、時期を定めて受託機関に「松江市結核・肺がん検診精密検査照会票」を用いて照会する。照会のあった受託機関は、精密検査実施機関と連絡を取り、該当者の精密検査結果の把握及び受診勧奨を行い、送付された「松江市結核・肺がん検診精密検査照会票」にて松江市へ返信する。（追跡調査の実施）
- 4) 松江市は、3) の追跡調査で精密検査受診状況を把握できない要精検者について訪問、電話等で受診状況を確認する。把握できた精密検査未受診者に対して、改めて精密検査受診勧奨を行う。

1 3. 最終診断調査の実施

- 1) 松江市は精度管理の一環として、松江市肺がん検診事業検討会議で定めた「肺がん検診最終診断調査票」により、時期を定めて受託機関に最終診断調査を依頼する。
- 2) 受託機関は、精密検査実施機関等関係機関と連絡を取り、最終診断及び治療結果の把握に努め、送付された調査票に記入し松江市へ提出する。
- 3) 松江市は、把握した最終診断調査結果について、松江市肺がん検診事業検討会議で報告し、肺がん検診の精度管理に努める。

1 4. 記録の整備と管理

- 1) 受託機関は、問診も含めた検診結果及び胸部エックス線写真に係る検体を5年間保存しなければならない。
- 2) 松江市は、検診受診者の氏名、性別、生年月日、年齢、住所、過去の検診受診状況、画像の読影結果、精密検査の必要性の有無等の受診結果及び精密検査受診結果にかかる記録の整備と管理を行う。

1 5. 個人情報保護

松江市、受託機関、精密検査実施機関等の関係者は、検診結果の取り扱いに特に留意

し、秘密を保持しなければならない。

16. その他

問診の結果、最近6か月以内に血痰のあったことが判明した人に対しては、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨する。必要な者に対しては、禁煙及び防煙に関する指導並びに肺がんに関する正しい知識等の啓発普及を図る。

17. 委託契約の締結

松江市と受託機関は、この実施要領に基づく事業、及び松江市がん検診等実施要綱に基づく検診料金の収納業務について委託契約を締結し、事業を実施するものとする。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別表 肺がん検診判定所見及び指導区分

| 判定区分 | エックス線所見 | 指導区分 | 指導内容 |
|------|---|-----------------------------------|------------------------------|
| A | 「読影不能」撮影条件不良、現像処理不良、位置付不良、フィルムのキズ、アーチファクトなどで読影不能のもの | 再撮影 | 再度撮影を行う。 |
| B | 「異常所見を認めない」正常亜型(心膜傍脂肪組織、横隔膜のテント状・穹窿状変形、胸膜下脂肪組織による随伴陰影、右心縁の二重陰影など)を含む。 | 定期検診 (異常なし) | 毎年1回定期検診を受診すること。 |
| C | 「異常所見を認めるが精査を必要としない」 陳旧性病変、石灰化陰影、線維性変化、気管支拡張像、気腫性変化、術後変化、治療を要しない奇形などで、精査や治療を必要としない、あるいは急いで行う必要がないと判定できる陰影 | 定期検診 (精密検査不要) | |
| D | 「異常所見を認めるが、肺がん以外の疾患で治療を要する状態が考えられる」 D1 「活動性肺結核」 D2 「活動性非肺結核性肺病変」 D3 「循環器疾患」 D4 「その他」縦隔腫瘍、胸壁腫瘍、胸膜腫瘍など | 要精検 (肺がん以外の 該当疾患に対 する精査) | 肺がん以外の疾患が考えられるので精密検査を受診すること。 |
| E | 「肺がんの疑い」 E1 「肺がんの疑いを否定し得ない」 E2 「肺がんを強く疑う」 孤立性陰影、陳旧性病変に新しい陰影が出現、肺門部の異常(腫瘍影、血管、気管支などの肺門構造の偏位など) 気管支の狭窄・閉塞により二次変化(区域・葉・全葉性の肺炎、無気肺、肺気腫など) その他肺がんを疑う所見がある | 要精検 (肺がんに対する精査) | 肺がんが疑われるので、精密検査を受診すること。 |